**６　一般財団法人　福岡県学校安全振興会**

**助成金交付規程**

一般財団法人福岡県学校安全振興会定款第４条第２号第３号に基づき施行する事業の助成金の交付規程を次のように定める。

１．助成金の対象事業

　　教育関係諸団体の行う安全、健康教育及び健全育成に関する調査研究、実践活動への助成。

２．助成の決定

(1) 助成する教育関係諸団体及び助成金額の決定は、理事会にて行う

(2) この方法は、会計年度ごとに行う

３．助成金の交付申請

　　助成金の交付申請を受けようとする団体は、以下の所定様式を提出する。

(1) 助成金交付申請・事業計画書　　　（第１号様式）

(2) 助成金交付請求書　　　　　　　　（別紙　１）

４．交付の決定

　　助成金の交付については、理事会の決議を経て申請者に通知する。

５．実績の報告

　　助成金の交付を受けた団体は、交付の対象となった事業等が終了した後、３０日以内に以下の所定様式を提出する。

(1) 助成金実績報告書及び活動決算書（第２号様式）

(2) 研究要綱・資料等

第１号様式

**助成金交付申請・事業計画書**

令和　　　年　　月　　日

一**般財団法人　福岡県学校安全振興会理事長　　殿**

本年度開催の一般財団法人福岡県学校安全振興会定款第４条第２号第３号に該当する下記の

事業に対し、助成金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

団　体　名

所　在　地

代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

記

１．事業の名称

２．事業の目的

３．事業内容　（年間の主な開催内容）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開催日等 | 会場等 | 参加者数 | 主な研究テーマ内容等 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

４．助成金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

５．事業の経費（年間予算）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 金　　額（円） | 備　　考 |
| 自己財源 |  |  |
| 助成金 |  | 安全振興会 |
| 計 |  |  |

※添付書類・・会則又は事業目的、内容記載書類及び助成金交付申請書（別紙１）

※なお、行事「後援等」依頼については、本会までご連絡ください。

　　　　　　　　　　　2024.04

別紙　１

**助成金交付請求書**

令和　　　年　　月　　日

**一般財団法人　福岡県学校安全振興会理事長　殿**

団　体　名

所　在　地

代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**一金　　　　　　　　　　　　　円**

ただし、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業助成金として

上記の金額を請求します。

（振　込　先）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関 | 　　　　　　　　　　　　銀　行　　　　　　　　　　　　支　店 | 備　　考 |
| 預金口座 | 普 通№ |  |
| （カ　ナ） | （　　　　　　　　　　　　） |  |
| 名義人 |  |  |

※振込口座欄の名義は、通帳どおり記入してください。

2024.04

第２号様式

**助成金実績報告書及び活動決算書**

令和　　　年　　月　　日

**一般財団法人　福岡県学校安全振興会理事長　殿**

団　体　名

所　在　地

代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**１．報　告**

令和　　　年　　月　　日　　　**福 岡 安 振 第　　　　号**により助成金交付を受けた

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

（添付書類）研究要綱・資料等

**２．決　算**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　　目 | 決　算　額（円） | 備　　　考 |
| 諸 謝 金 |  |  |
| 旅 　費 |  |  |
| 賃 借 料 |  |  |
| 消 耗 品 費 |  |  |
| 印刷製本費 |  |  |
| 通信運搬費 |  |  |
|  |  |  |
| **合　計** |  |  |

　　　※助成金に係る費用のみ記載ください。

2024.04

**７　一般財団法人　福岡県学校安全振興会**

**学校安全教育表彰規程**

　一般財団法人福岡県学校安全振興会（以下「この法人」という）定款第４条第２号第３号に基づき施行する事業の学校安全教育表彰規程を次のように定める。

（目　的）

第１条　この規程は、生徒の安全・安心な学校生活の実現に向けて、安全教育の推進に著しい功績があった団体や個人を表彰することにより、学校の安全に対する意識の高揚と積極的な安全教育の推進を図ることを目的とする。

（表彰の対象）

第２条　表彰は、次の各号のいずれかに該当する団体や個人に対して、この法人の理事長が行う。ただし、受賞は１団体・１名につき１回限りとする。

(1) 安全教育活動に３年以上にわたり継続して取り組み、その功績が特に顕著な団体や個人

(2) 他の模範となる実践的な活動を行っている団体や個人

(3) その他、この法人の理事長が表彰に値すると認める団体や個人

（表彰の方法）

第３条　表彰は、表彰状および副賞の授与により行う。ただし、表彰は、原則として年１回行う。

（表彰候補者の推薦）

第４条　表彰候補者の推薦は、自薦、他薦を問わないものとする。ただし、他薦による場合は、ＰＴＡ等の長又は学校長等が行うものとする。

２　前項の推薦にあたっては、この法人の理事長に学校安全教育表彰候補推薦調書（第４号様式）を提出することとする。

（選考及び決定）

第５条　第２条に該当する団体や個人の選考は、この法人の理事会にて行い、理事長が決定する。

（その他）

第６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項はこの法人の理事長が定めるものとする。

（附　則）

１　この規程は平成２８年９月１５日から施行する。

２　変更後の規程は平成２９年４月１日から施行する。

第４号様式

**学校安全教育表彰候補推薦調書**

　令和　　　　年　　　月　　　日

**一般財団法人　福岡県学校安全振興会理事長　殿**

学校・団体名

所　在　地

代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称**団体・個人**（該当に○を） | フリガナ（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |
| 活　動　名　称 |  |
| 活　動　目　的 |  |
| 功績内容（具体的に） |  |
| 発表実績等**有・無**（該当に○を） | 年月日：会　場：内　容： |
| 備　　考 |  |

2024.04

**一般財団法人　福岡県学校安全振興会**

**行事の共催・後援及び協賛に係る事務取扱規程**

（趣　旨）

第１条　この規程は、一般財団法人福岡県学校安全振興会（以下「この法人」という。）が共催、後援及び協賛（以下「共催等」という）を行う行事の取り扱いについて必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　この規程において、共催等の用語の意義は次のとおりとする。

(1)　共　催　　行事の企画または運営に参加し、行事の責任の一部を負担すること

(2)　後　援　 行事の趣旨に賛同し、その行事の開催を援助すること

(3)　協　賛　　行事の趣旨に賛同し、その行事の開催を協力すること

（基　準）

第３条　この法人が行事の共催等を行う場合の基準は次のとおりとする。

(1)　行事の主催者が、次のいずれかに該当するもので組織、資金等に関し、行事の遂行能力が十分であると認められること

①国、地方公共団体又はこれに準ずるもの

②文化団体、学術研究機関、報道機関およびその他の団体で、当該団体の設立目的、活動状況等がこの法人の設立目的に即したもの

③その他、特に理事長が認めたもの

(2)　行事の内容が公共性または公益性を有し、ＰＴＡ活動や学校教育活動の円滑な展開に寄与するもとと認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない

 ①個人が主催するもの

　　 ②営利を目的とするもの

　　 ③政治的または宗教目的をもつもの

　　 ④その他理事長が適当でないと認めるもの

（承認申請）

第４条　共催等の承認を受けようとするものは、「行事の共催（後援・協賛）承認申請書」（第３号様式）を行事開催日の３０日前までに提出しなければならない。

（承認の決定）

第５条　前条の申請を受けたときは、速やかに行事の目的、内容、規模等を精査し、その可否を決定する。

 ２　理事長は共催等の承認を決定したとき行事の「共催（後援・協賛）承認通知書」にて、主催者に通知する。

（承認の取消し）

第６条　共催等の承認を受けた行事が、次のいずれかに該当すると認められたときは、その是正を求め、またはその承認を取り消すことができる。

(1)　申請の内容に虚偽があったとき

(2)　事業内容等の変更により、第３条に規定する承認基準を逸脱するものとなったとき

(3)　承認の条件に違反したとき

(4)　その他承認することが不適当であると理事長が判断したとき

（改　廃）

第７条 この規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

（附　則）

１　この規程は平成２６年４月１日から施行する。

　２　変更後の規程は平成２９年４月１日から施行する。

第３号様式

**行事の共催（後援・協賛）承認申請書**

　　　　令和　　　年　　月　　日

**一般財団法人　福岡県学校安全振興会理事長 殿**

行事の共催（後援・協賛）承認申請について、承認を受けたいので、次のとおり申請します。

 　団　体　名

 所　在　地

 代表者職名

 氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |
| --- | --- |
| 行事の名称 |  |
| 行事の趣旨及び内容 |  |
| 期日及び期間 | 令和　　年　　月　　　日 ～令和　　　年　　　月　　　日 |
| 開催場所 |  |
| 所在地、電話番号 | 〒 | ☎ |
| 参加対象者およその参加者数 | 　 　　 　 （約　　　　名） |
| 主催者名 |  |
| 他の共催・後援・協賛団体名 |  |
| 講師等の職業・氏名 |  |
| 事業に要する経費の総額及び負担方法 |  |
| 入場料・参加料等の徴収の有・無 |  |
| 事業に伴う表彰状等の交付の必要性の有・無 |  |
| その他（共催等を必要とする理由） |  |
| 団体連絡先（住所・電話番号・担当者） | 〒　　　　☎　　　　　　　　　　　　　担当者　　　 |

2024.04

**一般財団法人　福岡県学校安全振興会**

**公印取扱規程**

（目　的）

第１条　一般財団法人福岡県学校安全振興会（以下「この法人」という。)　における公印の管守、使用その他公印に関しては別に定めるものを除きこの規定の定めるところによる。

（公印の種類）

第２条　この規程で「公印」とは理事長印をいう。

（公印の書体等）

第３条　公印の書体、寸法、用途及びひな型は別表のとおりとする。

（公印管理責任者）

第４条　公印の管理責任者(以下「公印管理責任者」という。)　は業務執行理事とする。

（登　録）

第５条　公印管理責任者は、理事長の決裁を受けて公印を新調し、又は改刻したときはこの法人の事務局に備え付けの公印登録簿（別記様式）に登録しなければならない。

（公印の取扱い)

第６条　公印は厳格かつ正確に取扱い、公印管理責任者はその管守及び使用の責めに任じなければならない。

（公印取扱担当者）

第７条　理事長は公印管理責任者の事務を補助させるため公印取扱担当者を置くことができる。

２　前項の公印取扱担当者は事務局長とする。

（保　管）

第８条　公印は事務局において保管し、公印管理責任者が特別の事情があると認めた場合を除き事務局から持ち出してはならない。

（使　用）

第９条　公印を使用するときは、施行文書に決裁文書を添えて公印管理責任者又は公印取扱担当者に回付しその照合を受けなければならない。

２　公印管理責任者又は公印取扱担当者は前項の規定による照合を行った後でなければ施行文書に公印を押印してはならない。

（用途廃止)

第１０条　公印の用途を廃止しようとするときは、その年月日及び事由を具して理事長に届け出て、承認を受けなければならない。

（不要公印の棄却）

第１１条　公印管理責任者は不要となった公印を不要となった日から３年間保存しなければならない。

２　前項の規定による保存期間を経過した公印は焼却の方法により棄却しなければならない。

（公印の事故）

第１２条　公印を盗まれ、若しくは紛失し、又は偽造され若しくは変造されたとき、公印管理責任者は直ちに理事長に報告しなければならない。

（改　廃）

第１３条　この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

（附　則）

１　この規程は平成２６年４月１日から施行する。

２　変更後の規程は平成２９年４月１日から施行する。

第５号様式

**公印使用承認申請書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　月　　日

**一般財団法人　福岡県学校安全振興会理事長　殿**

　　　　　　　　　　　　　　　　　団　体　名

 所　在　地

 代表者職名

氏　　　名　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

公印使用について、一般財団法人福岡県学校安全振興会公印取扱規程第９条の規定に

より次のとおり申請します。

|  |
| --- |
| 使用の目的 |
| 使用をする文書名 |
| 使用をする箇所数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　箇所 |

※備考・・・使用する文書の写しを１部添付してください。

2024.04